

構造改革特別区域計画認定申請書（別紙）

1 特定事業の名称

802 構造改革特別区域研究開発学校設置事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

太田市と民間事業者が協力して設立する学校法人によって設置される学校

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

認定後直ちに

4 特定事業の内容

①事業に関与する主体

太田市と民間事業者が協力して設立する学校法人

②事業が行われる区域

太田市内全域

③事業の実施期間

平成17年4月より

④事業により実現される行為や整備される施設などの詳細

私立の小中高一貫校を開設し、英語のイマージョン教育を実践するために、特区認可後直ちに学校法人設立認可準備作業に着手する。小学校開校前の平成17年3月以前に学校法人設立認可及び学校設置認可が受けられるよう手続きを進めると同時に、教育内容、教員の採用等開校に必要な準備も併せて進める。

小学校開校一年前の平成16年4月にプレスクールを開校し、本小学校入学予定の5歳児、6歳児に塾形式の事前英語教育を実施する。4年生に中途入学予定の3年生も同様とする。

指導にあたる外国人教員等については、本学校の教育方法等を熟知する期間を設けて研修を行うことにより、開校後の授業が効果的に行えるような体制を整える。

教育カリキュラムは、国語等を除く一般教科の授業が英語で行われることから、英語に重点を置いたものとなり、英語での授業時間割合は1年生で65%、その後徐々に割合を上げ5年生、6年生では、75%程度の割合となる。また、中学については、60%、高

校については、50%程度と年齢が上がるごとに日本語の割合を高めて、日本の大学入試へも十分対応できるような日本語能力の習得を目指す。

学校建設については、英語イマージョン教育の成果を最大限に引き出すことを目的として、小学校の開校に併せてオープンスクール形式による壁のない開かれた教室で、学習効果の高い少人数制による授業が行えるものを建設する。

その後、平成21年の中学校の開校に併せて校舎を建設し、高等学校については、既存の校舎の空き教室を利用するため、校舎建設は行わない。

5 当該規制の特例措置の内容

①取組の期間

平成17年4月から下記②の教育課程の基準によらない部分が教育課程の基準内になるように学習指導要領が改訂されるまで

②教育課程の基準によらない部分

- ・学習に耐えうる英語力を養うため、小学1・2年生については、英語の特別授業を行うと共に、小学3年生以上は、総合的な学習の時間を減らし、新たに教科として「英語科」を設けて英語力の強化を図る。
- ・国語及び総合的な学習の時間を除く、各教科等の授業を英語により行うこと。
- ・将来、中等部、高等部を設けるに当たっては、小学校段階から「英語科」を設置するとともに、英語による授業を実施していることを踏まえ、現行学習指導要領よりも一層高度な英語力の習得を目指す特別の教育課程を編成する予定。

③計画初年度の教育課程の内容等

計画初年度は、小学校の1年生を30人学級で2クラスと4年生を30人1クラスの全部で3クラス90人を募集し、学習指導要領に概ね則った中で、各教科の授業時間数や総授業時間数、学習内容を定めた上で、英語で授業を行う。

また、この計画は、検定済教科書の英訳版を使用しつつ、学習指導要領に定めた各教科等の内容の理解を深めたり、日本語能力の伸長に資するという観点から、適宜日本語の検定済教科書を使用する。

特に、1年生から英語で授業が行われることから、小学校入学前に英語能力の拡充を図ることが必要なことから、プレスクールを開校し、5歳児、6歳児を対象に塾形式で英語の事前教育を行う。また、新たに入学予定の4年生についても、同様の措置を講じる。

入学後の英語能力の強化対策として、1学年及び2学年については毎日30分間の英語の特別授業を行い、3学年以上は、総合教育の時間を半分以下に減らし、空いた時間を活用して英語教科の時間を設けることにより、英語習得能力の涵養を図る。

なお、英語の習得と平行して、日本人としての意識の醸成が課題であるが、これについては、総合的な学習の時間や特別活動の授業時間を日本の伝統文化を学習する時間に充て、日本文化や伝統芸能の理解を深めることにより、日本人としての意識の確立に最大限の力を注ぐものである。

④本計画と憲法、教育基本法、学校教育法に示す学校教育の目標との関係について

本計画では、小中高の一貫教育において国語及び一部の教科以外の一般教科の授業を英語で行ういわゆる英語イマージョン教育を行うが、この結果一部で懸念される国語の習得や日本人としての意識の醸成には十分な対策を講じる。

具体的には、日本人としての意識の醸成を図る意味から特に国語力の強化については力を入れ、少人数による授業の実施などと共に、市内の公立校と同一試験を実施することにより、学習到達度のチェックを常時行って、能力の向上が図れるよう十分な対策を講じる。万一懸念が生じた場合には、速やかに学習内容の変更等、必要な措置を実施することは勿論、他の教科についても随時チェックを行い同様に対処する。

なお、検定済教科書の英訳版を使用するという特殊性から、日本語能力の養成が課題となるが、学習指導要領に定めた各教科の内容理解を深めるという観点からも、必要に応じて日本語の検定済教科書を使用することにより、日本語能力のより一層の伸長を図る。

更に、日本の伝統文化の理解にも力を注ぎ、伝統芸能を授業に取り入れるなど、日本人としての意識の醸成を教育の重点課題として取り組んでいきたい。

また、教育にあたる外国人教員については、日本の教育システム並びに学習指導要領の理解のための研修を実施し、教育内容が日本固有のものであることに配慮する。

以上のような理由から、本学校の行う教育内容は、日本国憲法はもとより教育基本法をはじめとする教育諸法を十分踏まえた内容であると考えられる。